

東かがわ市規則第2号

東かがわ市表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月7日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市表彰規則の一部を改正する規則

東かがわ市表彰規則（平成21年東かがわ市規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この規則は、本市の市政の進展、産業の振興、文化の向上その他市民の福祉の増進のために多大な功勞のあったもの、<u>本市において社会課題の解決や地域の活性化等に大きく寄与したもの又は模範となるべき善行のあるものに対する表彰等について定めることを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この規則は、本市の市政の進展、産業の振興、文化の向上その他市民の福祉の増進のために多大な功勞のあったもの、又は模範となるべき善行のあるものに対する表彰等について定めることを目的とする。</p>
<p>(表彰等の種類)</p>	<p>(表彰等の種類)</p>
<p>第2条 表彰等は、功勞表彰、<u>未来アワード及び感謝状の贈呈とする。</u></p>	<p>第2条 表彰等は、功勞表彰及び感謝状の贈呈とする。</p>
<p>(功勞表彰)</p>	<p>(功勞表彰)</p>
<p>第3条 略</p>	<p>第3条 略</p>
<p>(未来アワード)</p>	
<p>第4条 <u>未来アワードは、次の各号の部門毎に該当する者又は団体のうち、地域社会への貢献が顕著であるものについて、市長が表彰状を授与して行う。</u></p>	
<p>(1) <u>しごと部門 事業を通じた活動で、社会課題に関する取組が先進的であるもの</u></p>	
<p>(2) <u>地域活性化・地域貢献部門 その活動が地域の活性化等に寄与していると認められるもの</u></p>	
<p>(3) <u>ナイス！トライ！部門 その取組への挑戦が、先進的又は画期であり、市民に勇気を与えるもの</u></p>	
<p>(感謝状の贈呈)</p>	<p>(感謝状の贈呈)</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第4条 略</p>
<p>(対象除外)</p>	<p>(対象除外)</p>
<p>第6条 <u>前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものに対しては表彰等を行わない。</u></p>	<p>第5条 <u>前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものに対しては表彰等を行わない。</u></p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>

改正後	改正前
<p>(表彰等の時期)</p> <p>第7条 功勞表彰及び未来アワード(以下「功勞表彰等」という。)は、市長が適当な時期を定めて毎年1回行う。ただし、特別の事情があるときは、その都度行う。</p> <p>2 略</p> <p>(死亡した者の功勞表彰等)</p> <p>第8条 この規則により功勞表彰等を受けることとなった者がその表彰の前に死亡したとき又は功勞表彰等を受けるに相当する功績のある者が死亡したときは、功勞表彰等はその遺族に行うものとする。</p> <p>(功勞表彰等の公表)</p> <p>第9条 この規則により功勞表彰等を行ったものについては、氏名又は団体名及びその功績を公表する。</p> <p>第10条・第11条 略</p>	<p>(表彰等の時期)</p> <p>第6条 功勞表彰は、市長が適当な時期を定めて毎年1回行う。ただし、特別の事情があるときは、その都度行う。</p> <p>2 略</p> <p>(死亡した者の功勞表彰)</p> <p>第7条 この規則により功勞表彰を受けることとなった者がその表彰の前に死亡したとき又は功勞表彰を受けるに相当する功績のある者が死亡したときは、功勞表彰はその遺族に行うものとする。</p> <p>(功勞表彰の公表)</p> <p>第8条 この規則により功勞表彰を行ったものについては、氏名又は団体名及びその功績を公表する。</p> <p>第9条・第10条 略</p>

附 則

この規則は、令和6年2月13日から施行する。